

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成27年6月4日(木) 本会議終了後

○場 所 全員協議会室

○協議事項

(1) 新体育館に関する市民アンケート実施について

○その他

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	中原	巳年男	君
委員	金田	興一	君	委員	小澤	彰一	君
委員	篠原	敏宏	君	委員	平間	正治	君
委員	村田	茂之	君	委員	中野	重則	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	山口	恵子	君
委員	牧野	直樹	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

○欠席委員

なし

○説明のために出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君	こども教育部長	岩垂	俊彦	君
生涯学習スポーツ課長	中野	昭彦	君	財政課長	塩川	昌明	君
スポーツ推進係長	田下	高秋	君				

○議会事務局出席者

事務局長	百瀬	恵一	君	事務局次長	青木	隆之	君
議事調査係長	上村	英文	君				

午前11時00分 開会

○委員長 それでは、ただいまから、新体育館に関する特別委員会を開会をいたします。初めに、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本会議の後、特別委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。この新体育館にかかわるアンケートでございますが、前回の委員会で御協議をいただき、御指摘をいただきました点につきまして、事務局側で修正をいたしまして、本日御提案を申し上げるものでございます。なにとぞ、よろしく御審査をいただくとともにですね、この内容につきまして市民への周知をしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

(1) 新体育館に関する市民アンケート実施について

○委員長 それでは、協議事項に入ります。事務局の説明を求めたいと思いますが、特に、もう説明は聞いておりますので、変更部分について説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 ただいま委員長さんのお話のとおり、変更部分のみということで一応お話をさせていただきますが、事前に配付させていただいたアンケート資料の追加資料といたしまして、本日回答票を席上にお配りをさせていただいてございますので、御確認をお願いしたいと思います。ですので、資料といたしましては、本日の表題の資料No. 1と、それからダイジェスト版、それからアンケートの資料、それから今お配りしました回答票ということになりますので、よろしく御願ひをいたします。

それでは説明させていただきます。さきの特別委員会では多くの御意見をいただきました。アンケート内容につきましては、大きく2点検討課題ということでいただきました。それから、新体育館建設に伴います財政への影響という御質問もございましたので、これらを踏まえまして内容を一部変更をさせていただきました。

2点のうち1つは、仮に体育館を、新体育館を建設しない場合の現体育館の改修の必要性及びおおむねの金額を明示したほうがよいのではないかという意見をいただきました。それからもう1つは、アンケートの回答票において、わからないを除いて、建設したほうがよい、または、建設しないほうがよいの、二者択一がよいのではないかという御意見をいただきました。変更した部分は赤書きとしてございます。

それでは、趣旨、内容、今後の対応につきましては前回のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

ダイジェスト版をごらんいただきたいと思います。1の現在の体育館のところの上から4行目、5行目でございますが、赤書きの部分を加えさせていただきました。仮に、新体育館を建設しない場合には、現体育館の改修が必要です。市民大会等を快適に開催できるように改修するための事業費は、概ね5億円程度と想定されます。ということを加えさせていただきました。この部分につきましては、タウンミーティングの折にプランCという形で現体育館の大規模改修等の項目を設けてございましたが、その項目ということで記入をさせていただいたものでございます。

それから次の2番、新体育館を建設する場合の(5)を加えさせていただきました。財政への影響はどうかということで、五次総の財政推計について加えさせていただきました。読まさせていただきます。

財政への影響は、第五次塩尻市総合計画の期間中(平成27年度～35年度)の財政推計では、新体育館の建設事業費及び維持管理費も見込んだ上で、平成35年度末の財政調整基金残高は現在より減少するものの、適正規模とされる約23億円を確保でき、借金残高は約20億円減少するなど、健全性を維持できるものと見込んでいます。というものを加えさせていただきました。

次に、アンケート資料のほうをごらんいただきたいと思います。2番の現市立体育館の施設状況の上から6行目、赤字でございますが、先ほどのダイジェスト版よりもさらに詳しく、詳細な部分を加え、現体育館の必要性について記述をさせていただきました。このためから読まさせていただきます。このため、仮に新体育館を建設しない場合には、現体育館の改修が必要です。改修を行っても天井高や広さなど構造上の問題は解決できませんが、老朽化した施設・設備の交換や修繕などにより、市民大会等を現状より快適に開催できるような改修は可能です。その事業費は改修の規模にもよりますが、概ね5億円程度と想定されます。括弧書きといたしまして、サブアリーナを建設する場合は、更に概ね5億円程度が必要になると想定されます。これを加えさせていただきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。2面につきましては、赤字でございますけれども、前回の資料につきましては、項目として、3、市の目指す方向性、4、建設候補地、5、新体育館の機能・規模、6として建設費用と維持管理費という項目とさせてまいりましたが、今回の資料といたしましては、前ページの主な経過を1、2の現市立体育館の施設状況、それから大きな項目3といたしまして、新体育館建設への考え方という組み立てをいたしましたものですから、項目の組み立てを変えたということで赤書きにさせていただいてございますが、内容については変更はございません。

では、最初の裏ページをごらんいただきたいと思います。(3)建設費用と維持管理費のところです。⑤といたしまして市の財政への影響ということで加えました。これは先ほどのダイジェスト版とほぼ同じ内容ですので、省略をさせていただきます。

それから次に、本日お配りをいたしました回答票をごらんいただきたいと思います。回答票ですが、市といたしましては、前回の説明のとおり、わからないという項目については必要であるという判断をさせていただいております。これは、世帯で話し合った結果、建設する、しないの判断がいただけない、結論が出せない、する、しないのどちらに丸をつけることが難しいということが考えられますので、わからないを設けたほうがよいという考えでございます。

それから次に回答期限、締め切りでございますが、前回7月31日金曜日までとさせていただきましたが、7月第3週の半ばの発送予定でございますが、新体育館の建設の方向性を判断する最終の市民アンケートということ再度踏まえまして、当然でございますができるだけ多くの方から回答いただきたいということでございますので、締め切りまで2週間では若干期間が短いという判断をさせていただいたものですから、1週間延ばしまして8月7日金曜日に変更したいという考えでございます。以上、よろしく御審議をお願いします。

○委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑を行います。質問、意見のある方はお願いをいたします。

○古畑秀夫委員 追加の部分でおおむね5億、もし新体育館をつくらない場合、現体育館改修でということですが、この5億円というのはいわゆる合併特例債なり国の補助金とかがついているのは、使うっていうか得られるというか、補助金など。その辺の説明だけでいいかどうかですが、お願いします。

○財政課長 一応ですね、合併特例債が活用できる期限というのが平成32年でございます。したがって、仮にですね、既存の体育館を改修するということになりますと、時期的な問題ですね、活用できる期間中にやるのかという、そういう議論になってくるかと思っております。できる期間は32年度までということでございますので、よろしく申し上げます。

○中村努委員 確認なんですけど、今回資料で赤字になってますが、これは赤字にしたまま市民のもとへ届けられるということでもいいわけですか。

○生涯学習スポーツ課長 これは今回の特別委員会にわかりやすくということでございますので、赤字でなく黒字で市民の方にお届けはするという形になると思います。

○中村努委員 サブアリーナを建設した場合、大体さらに5億という表記がありますけれども、通常、小学校の体育館の建設費って大体どのくらいですか。ちなみに、直近では広丘小の体育館があったと思うんですが。

○財政課長 ちょっと今、詳細な資料ございませんけど、規模としてですね、4億、5億くらいな事業費はかかっているかと思います。ちょっと今、調べます。

○中村努委員 ちょっと調べていただいている間に、回答用紙について私が言ったことについてなんですけど、要は、わからないという回答を、アンケートを集計してその集計結果を分析されると思うんですが、このわからないということは、分析する際の何の材料にするんですか。

○子ども教育部長 前回もちょっと説明させていただきましたけれども、建設する、しない、これはすぐ出るわけなんですけれども、わからないというのにどんな理由があるんだろうと。ただ、表記としては分からない一本なものですから、それをまた分析というのは難しいんですが、ただこの大きな、これから決断をしなければいけない中で、単純に棄権をされる、何も出さないという無回答の方以外ですね、考え方としましては無回答ではないということになればですね、ある程度検討はしたけれどもわからないという結論を出された方がこれだけいるという構図になるかというふうに推測しますけれども、ただ、わからないという内容をですね、さらに細かくというのはちょっと難しいかと思いますが、数字的には、全体例えば100とすれば、無回答の方が、何も要は出さない方がいらっしやるとすればですね、この方々は若干、考えなかったというふうに思うんでしょうけれども、そのわからない方という方はそうではなくて、検討はしたんだけどわからないという、そういう人ではないかというふうには考えられると思います。

○中村努委員 結局このアンケートをもとに何らかの判断をするわけですよね。結局、わからないという答えた方についてどこにも反映されないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○子ども教育部長 それがですね、逆に、その方々にかわってですね、市と議会が協議させていただいてですね、それをこちらのほうで判断をするというのも1つの考え方かというふうに思います。あるいは、わからないというのが圧倒的にですね、例えば多ければ、それだけ皆さんはそれについては理解が得られてないっていうことは推測されるかと思いますが。ですので、逆にそれについて、市と議会が協議の上でですね、決定していかなければならないというふうに考えます。

○中村努委員 ちょっとよくわかんないんですが、要するにわからないと回答された方は、行政と議会に一任したという捉え方をすればいいということですか。

○子ども教育部長 最終的にですね、そこまでは言えないんですけど、数字が出ないとちょっとわかりませんので、圧倒的にこのわからないというのが多ければですね、これちょっと問題だと思うんですが、それは白紙委任状という捉え方っていうのをですね、していいのかどうかというのは今のところちょっと数字的なものも出てませんので、判断はしかねると思います。

○柴田博委員 今の関連ですけれども、もし建設したほうがよい、しないほうがよいという2つだけであれば、

考えた結果どっちかに丸をつけるか、もしくは無効になるのを承知で両方つけるか、白紙で出すかという形になるわけですが、そこにわからないというのがあれば、そこにつける方もたくさんいらっしゃるようになると思うんです。結果の判断基準として、どちらかが、どれかが半数を超えれば、その超えたものに従いますと、超えなかった場合には市のほうで判断しますということであればですね、結果的に、まあどうなるかやってみなきゃわかりませんが、結果的に市が判断するような方向に持っていきたいんじゃないかと考えてもしょうがないんだけど、それについては何も言わないでしょうけど、そういうことも考えられるんだけど、どうですか。このわからないっていうのを入れることによって。

○**子ども教育部長** 別にその、意図的にですね、恣意的に考えているわけではございませんでして、あくまで本当に純粋にですね、皆さんの御意見を、本当のストレートの検討したんだけどもわかんないという数字がどれくらいあるかということを知りたいと、そういうことでございます。

○**金子勝寿委員** 副市長に聞いたほうが早いので。今議論があつたんですけど、1万人のアンケートをやって結果が分かれてきてこの現在があるわけですので、まだやるって話で、またやると。これは前のアンケートよりもきちんと重い結果をきちんと出すと、市民に住民投票的な意味合いでやるっていうのは市長も本会議場で答えていると。じゃあこのアンケートの中で、建設したほうがいい、しないほうがいいって、わからないっていうことをつけてしまったら、前のアンケートと変わらない結果が出てくるわけですね、多分。住民投票的な意味合いでやるって言い切っている以上、わからないのはやはりのっけないほうが私はいいいと。きちんと回答してきた中の意見をもって、後は議会として判断するということが私はいいいってことを言い続けてきましたが、今回わからないがのってるのはちょっと今までの前回の1万人のアンケートだったらいいです。今回ちょっと意味合いが全然違うと思います、これ。要するに、もっと言えば結果がもし多かった場合、6：4で建設が多い、もしくは逆の反対で、建設しないほうが6：4で多いといった場合はもうそれで決まってしまうアンケートだと、そういう意識で議会も市長側もいるわけですから、わからないっていうのはもう、これは逆に発送しないとかそういう形で見ればいだけであって、少なくともこの判断の中ではわからないは入れないほうがいいのではないかと、いうふうに思います。副市長、どうです。

○**副市長** 住民投票ではございませんので、市民の皆さんに関心を持っていただき、関心のない方は出さないかもしれないですね。関心のない方は出さないんです。ただ、議論した結果がですね、ちょっと意見が合わないとかいうことになるわけです。そういう方もいらっしゃると思いますから、だったら、市や議会にお任せしますよという捉え方じゃないですよ、基本的に。私はそう思いますけど。そういう捉え方をさせていただいて、御回答をいただいた。こういう認識でこのわからないを入れると、こういうことだと思います。関心のない方といえますか、回答するまでもないというお考えの方は恐らく回答はしませんので、そうじゃなくて、繰り返しで申しわけありませんが、家族の中で意見が、若い人たちはつくれて言うし、年寄りはそのものはいらないうってことですね、わかんないよと。これはもうどうぞ行政と議会と決めてくださいと、こういう意思のあらわれだつていうふうに認識をさせていただく、こういうことだと思います。

○**金田興一委員** 今の意見にも若干関連するんですが、この回答票の有効、無効の基準なんかはあるんですか。

○**生涯学習スポーツ課長** 今、1つにはこの回答票にありますように、1つに選択、丸をするということでございますので、この枠内に丸があるものは当然有効ですし、枠外、端のところに丸があると判断がつかみませんので、

無効という形で考えております。

○**金田興一委員** 前回のを見てはかなり拮抗をしていたということで、いろんな意見が出てくると思うんですよね。特に今回の場合は、1軒で1票だということなんで、例えば3人家族で2対1になっても父ちゃん強かったもんで丸したけどっていうようなことを付記してくる場合もあると思いますし、あるいは極端な話、6,300じゃなくて、5,000なら丸だよとか、あるいは20億なら丸だよとか、この数字なりを訂正をしたものでここへ丸が入った場合なんかは、どんなふうにつえられるのか。

○**生涯学習スポーツ課長** いろんなケースが考えられると思います。ただ、今お話しのように数字のところを直して、例えば丸をしてあるとか、そういうものについては無効という考えをさせていただき、あくまでもうちが方針としてこれだけの規模、これだけの事業費、それからこれだけの財源でやりたいということで、建てる場合にはこうしたいということでお示しをしてありますので、そんなところで、あくまでも、ほかに書いてある、例えば欄外に何か記入したとかそういうものはですね、除外をさせまして、単純に丸が1つついたものを有効にするという形で考えております。

○**金田興一委員** そういう御判断ならそれで私はいいいと思うんですが、ちょっと付記をいわゆるすべきでないかと。いわゆる、余分なものがあつた場合だとかは無効となるような、ちょっとわかりやすいような形で付記したらどうかなど。こんな、これは、意見でいいです。

○**委員長** それは部長、あれですか、検討していただけますか、今の金田委員の意見は。

○**こども教育部長** こちらのほうですね、この以外に何か付記した場合は無効だという表示をしてほしいという意見、そういうふうに理解してますので、ちょっと検討します。

○**委員長** いいですね。ほかに。

○**横沢英一委員** 済みません。2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、ちょっと歪曲した話で申しわけないんですが、例えばですね、この投票用紙をですね、あれしたときに、隣のうちは提出しないよと。隣のうちも提出しないと、うちはっていうようなことで、じゃあその投票用紙くれんかいというふうにあれしたときにですね、1軒で3件も4件も出す可能性っていうのはないわけじゃないような気がするんですよ。そこら辺はどんなふうに考えているんですか。それが1点です。

それともう1点はですね、歯科大付近の建設候補地ってこの地図に書いてあるんですが、やはりその場所をね、知らない市民の人って結構いると思うんですよ、この絵を書いただけでも。そうするとやっぱり、ここですね、だいぶ道路がここは整備してるもんですから、整備の道路の整備状況もですね、ちょっと書いて、要はここに太字でですね、整備されたよ、今現在ここは広丘西幹線だとか高校北通線とか立体交差になってるもんで、そういうようなのをちょっと書いてもらってほしいような気がするんですが、ちょっと太字でですね、ああなんとなく整備されてるなというようなイメージがわくようになっていうようなことを感じたもんですから、御意見、こっちは意見ということにさせていただきます。

○**こども教育部長** まず防止策というか、不正というんでしょうか、対策というのなんですけども、事実上ですね、それが果たしていただいて、周りの方々のをもらってですね、投票したっていうかどうかが確認できないというふうに思います。ですので、あくまでも7月にこれを始めて、すぐ結論を出さなければいけないという時間的な制約もございますので、皆さんの市民の方の性善説に従いたいというふうに考えております。

それともう1点、この地図の中にですね、道路の表示等は、これはちょっと入れさせていただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長 いいですね。

○横沢英一委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○永井泰仁委員 現体育館の中で特に強調されているのは、ちょっと資料の中では、バレーボールやるときにですね天井が低いということが一番強調されているわけですが、利用者から見たときにソフトテニス、バスケット、バドミントンは、高さは今の現体育館で天井は適合しているということでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 バレーボール以外では高さ的には問題はありません。

○永井泰仁委員 バドミントンも適合していないと思うが、そこまで追求はしていないでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 係長のほうから回答します。

○スポーツ推進係長 バドミントンについてなんですけど、競技場基準の中では高さについては7メートル以上というような競技場、競技規則になっておりまして、現体育館、一番低いところで7メートルございますので、適合しているという解釈でございます。

○永井泰仁委員 これ見ますとね、その一番の天井低い理由のバレーがたった6%しか使っていないということで、これは天井が低いので公式試合とかいろいろできないということできっと減ってきているのか、なんか6%のために直さなきゃっていうような解釈もするんですけど、バレーの体育館の使用状況、最近どんな状況でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 係長のほうから回答します。

○スポーツ推進係長 今回のアンケート資料の中、つけさせていただいたとおりでございます。バレーについては確かに6%となっておりますが、高さについては委員さんおっしゃるとおりでございますが、高さよりも、高さとおわせましてコート幅の広さという部分で、全ての競技が競技規則にのっとったコート幅の広さが確保できないということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○永井泰仁委員 天井もそうだしね、それからコート間のスペースを取れないっていうようなことがあったら、それはやっぱりきちっとここへ載せておいたほうがいいし、それからバドミントンもぎりぎり適合しているのもバドミントンやる人から見ればちょっとね、不満な施設ということになると思うんで、まあその辺お願いしたいし、総じて見ていろんな取り方があるわけでございますけど、これまず建設したほうがいい、しないほうがよいというのに、わからないっていうものの展開が分かれていますけど、私はこれね、わからないっていうのが出てくればですね、これは行政と議会が責任をもって最終的には判断をしていくということしか、いろんな聞き方をですね、してもわからないって人はわからないっていうふうには回答してくるし、いろんなアンケートの調査でNHKにしても何にしてもいろんなこと聞いても、かなりの部分でわからないって人もちゃんとデータとしては整理されているものですから、私はこれでやっていいんじゃないかなというふうに思います。

○柴田博委員 先ほどの回答票が無効か有効かって話ですけども、例えばその丸をつけるべき太線で囲まれた枠の中に、丸以外、もしくは何も書いてないか、丸以外のものが書いてあればですね、それは無効でいいかなっていうふうに思うんですけど、ここに例えば丸でも建設しないほうでもどっちでもいいんですけど、それ以外に例え

ば6, 300の数字を直してあったり、28億2, 000万を直してあったりっていうような場合ですね、考え方として、例えばそういうふうに直してあって丸がついてれば、この人は、このくらいのほうがいいと思うが、つくるかつからないかといえ丸だよと、つくるほうだよというふうに解釈して、普通はそれだったら無効にはしないんじゃないかと思うんですが、そういう場合でも無効にしちゃうっていうことですか。

○生涯学習スポーツ課長 内容がですね、例えば6, 300平米を直して、6, 250平米というふうに書いてある場合とか、それが4, 000であるとかいうケースも考えられますし、28億2, 000万が例えば20億っていう回答じゃどうするのかっていう、そこの判断に今度なってきたと思います。ですので、あくまでも基本的な考え方は、そこの部分を直してある場合はですね、無効という考え方でいきたいというふうに思っています。

○柴田博委員 建設したほうがよいという場合にもそうですし、建設しないほうがいいっていう人の場合でもね、その逆のことも言えるわけで、基本的には建設しないほうがいいけど、例えば28億が20億だったらいいんじゃないのっていうふうに思う人もいるだろうし、そういうものを判断した上でどちらかっていけばどっちかにつける方っていうのは、やっぱりその人の意思を尊重すべきであるとは思うので、一言さっき付記をして丸以外のものを書いたものは全部無効ですよっていうふうに書くっていうことなんで、そういうことはないかもしれないが、普通に一般的な考え方として、その程度の付記があった場合には書いた人の意思を尊重すべきだというふうに私は思いますので、ちょっとその辺、御検討ください。

○こども教育部長 今回、何回もちょっとした形なんですけど、この案を、まず場所、それから規模を表示したい、それで総事業費を28億2, 000万にしたいと、こういう案で出させていただきました。

それに対して、それぞれ意見はありますでしょう。今、柴田委員がおっしゃいましたように、あると思うんですが、それを今度逆に集計ができないという形になりますので、まずこの案に対してこれでいいか悪いか、これで建設したほうがよいか、悪いか、というアンケートでございますので、それについては、本当はまず時間があってですね、まだうんと余裕があるんであればそういうことも考えてできるんでしょうけれども、もうここで結論を出していきたいという時期でございますので、うちの考え方としては、この案に対してどうかということしていきたいというふうな考えでございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

○財政課長 済みません、先ほどの学校体育館の建設費の関係でございます。ちょっと古いので、平成22年の広丘小学校の体育館の事業費でございますけれども、4億3, 000万円でございます。今、建築単価上がっておりますけれども、参考までにその程度ということでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

それでは、意見出尽くしたようでございますので、ここで結論を出したいと思いますが、いろいろ意見ございますけれども、きょう示された案でアンケートを実施していただくということで、委員会として了承したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、そのように取り計らいます。

その他

○委員長 その他、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、特別員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時31分

平成27年6月4日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印